

パブリックコメント手続を実施します

1 計画等の名称

野田市耐震改修促進計画（骨子案）

2 募集の趣旨

野田市耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）第5条の規定に基づき策定するもので、本計画は、耐震改修促進法第4条の規定により定められた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に沿って、平成27年度を目標年次として、市有建築物、住宅及び特定建築物等の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標値の設定、目標値を達成するための必要な施策等を定めるものです。現在の厳しい財政状況を考えると目標の達成は非常に困難なことが予想されますが、千葉県と相互に連携を図りながら、耐震化を促進するための施策を総合的に推進するため、本計画を策定し、計画に掲げる目標の達成に向け、最大限の努力をしていきたいと考えています。そこで、本計画の骨子案をお示ししますので、耐震改修促進についての皆様のご意見を募集します。

3 パブリックコメント手続の実施根拠

野田市パブリックコメント手続の施行に関する要綱第3条第1項第2号

「市の基本的な政策に関する計画及び大綱の策定又は改正」

4 意見を募集する項目

意見を募集する項目は下記の事項になります。

- (1) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項について
 - ①基本的な取組方針
 - ②支援策
 - ③安心して耐震改修できる環境整備
 - ④地震時の建築物等の安全対策
- (2) 啓発及び知識の普及に関する事項について
 - ①地震ハザードマップ
 - ②相談体制の整備・情報提供の充実
 - ③パンフレットの配布、相談会の開催等
 - ④リフォームに合わせた耐震改修の誘導策
 - ⑤家具の転倒防止策の推進
 - ⑥自治会等との連携

意見を募集する項目については、野田市耐震改修促進計画（骨子案）の「1 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標」の項目で述べている耐震性の必要性、耐震化の現状等をご覧きまして、今後の施策等の事項について市民の皆さんからできるだけ広く、多くの意見を頂き、その意見を考慮したうえで計画を作成したいと考えています。

- 例 ・ 耐震診断、耐震改修の相談会を開くべき。
・ 耐震診断について簡単に分かるパンフレット等を作成し広く周知するべき。

5 公表資料

- * [野田市耐震改修促進計画（骨子案）](#)（PDF：22.5KB）
- * [建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）抜粋](#)（PDF：15KB）

6 閲覧方法

- ① 市役所6階建築指導課、市役所・いちいのホールの1階行政資料コーナーで閲覧できます。
- ② 野田市ホームページ内 パブリックコメント募集案件一覧から閲覧できます。

7 意見の募集期間

平成20年1月15日（火）～ 平成20年2月14日（木）※意見募集は終了しました

8 意見を提出できる人

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤・通学している方、本計画に利害関係を有する方

9 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

①郵送の場合	〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1 野田市役所 都市計画部建築指導課 あて ※2月14日の消印有効
②持参の場合	市役所6階 建築指導課へ（土・日・祝日を除く） ※受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで
③ファクシミリの場合	（FAX 番号）04-7122-1558
④電子メールの場合	ご意見はこちらから※意見募集は終了しました

10 書式について

意見提出用紙（PDF：13.2KB）を用意しておりますのでご利用ください。なお、本計画の名称、ご意見等が明記されたものであれば任意様式も可とします。

11 意見の取扱い

提出されたご意見を考慮して、最終案を決定します。なお、ご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱いません。また、個々への回答も行いませんのであらかじめご承知おきください。

12 問い合わせ先

野田市役所 都市計画部建築指導課 建築指導係
電話 04-7125-1111 内線 2686